

訪問看護重要事項説明書（医療保険用）

1 事業所の概要

事業所	事業主
名称：訪問看護ステーション城見	医療法人 高田会 高知記念病院
所在地：高知市城見町3-12	高知市城見町4-13
連絡先：088-884-9133	088-883-4377
管理者名：川崎 順子	開設者 高田 早苗
事業者指定番号：019,023,3	
サービス提供地域：高知市・南国市	
業務の概要	医業
事業者数	3

2 事業所の職員体制

サービス提供者：看護師（常勤加算2.5名～）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（必要に応じて）

3 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は次のとおりとします。

① 営業日：月曜日から土曜日

ただし年末年始の期間（12月30日～1月3日）は除く

② 営業時間：8:30 ～ 17:00

③ 24時間対応（電話等に常時対応し緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制とします。）

4 事業の実施地域

高知市及び南国市

5 事業の特色

① 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことを目的とします。

② 運営方針

1) 事業所の看護師等は、利用者の心身の特徴を踏まえて、全体的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 訪問看護の提供方法

① 主治医より交付された訪問看護指示書をもとに、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施します。

② 複数の訪問看護ステーションや保険医療機関において指定訪問看護及び管理を行う場合は、十分に連携を図り、情報の共有を行っていきます。

③ 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者について、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。作成にあたっては、定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行います。

7 訪問看護の内容

指定訪問看護の内容は次のとおりとします。

- ①病状・障害の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等の日常生活の世話
- ④褥創の予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

8 緊急時の対応

訪問看護実施中に生じた病状変化や、緊急事態に対しては、主治医との連携のもと適切な処置を講じます。

9 利用者負担金

- ① 健康保健法及び、老人保健法に基づく別表記載(1)(2)の規定の利用料が自己負担額となります。
- ② 利用料は1ヶ月分を郵便局・銀行の口座引き落とし、又は現金にて徴収いたします。
- ③ 正当な理由なく、自己負担金が3ヶ月以上滞納された場合、施設は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までにその支払いがないときは当契約を解除する旨の催告をすることができます。

10 利用者の解除等

利用者さんは施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し出ることができます。この場合には7日以上予告期間を経て届けでるものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

11 事業者の解除権

施設は利用者さんの著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、当契約を解除することができます。

12 契約の終了

次のいずれかの事由が発生したときは、当契約は終了するものとします。

- ① 10に基づき患者さんから解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- ② 11に基づき施設から解除されたとき。
- ③ 利用者さんが死亡したとき。
- ④ 主治医が認めたとき。

13 損害賠償

施設は訪問看護提供にあたって、利用者さんの生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

14 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

2 事業者は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村に報告をする。

15 安全管理体制

安全管理マニュアルの整備を行い、事故等発生時については速やかに対応していきます。また、安全に対する意識の向上を図るために研修も行っていきます。

16 社会情勢及び天災等

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の業務が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く、又は休止させて頂く場合があります。

社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業所は負わないものとします。

17 秘密保持

施設は訪問看護で知り得た利用者さんおよび家族に関する秘密を、契約中および契約終了後、第3者に漏らすことはありません。

18 情報提供

厚生労働大臣が定める疾病等の利用者さんのうち、当該市町村等、当該義務教育諸学校からの求めに応じて、又保険医療機関等に入院、入所する場合に、有機的な連携を強化し、利用者さんに対する総合的な在宅療養を推進する為、情報提供書を発行します。

19 苦情対応

利用者さんは、提供された訪問看護に苦情がある場合、苦情対応窓口の責任者にいつでも苦情を申し立てることができます。苦情の申し立てあるいは相談があった場合、迅速かつ適切に対応します。

20 契約外条項

当契約に定めない事項については、関係法令を尊重し利用者さんと施設が誠意を持って協議の上定めます。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者さん、施設が記名捺印のうえ、1通ずつ保管するものとします。

21 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

22 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

23 就業環境の確保

事業所は、指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

基本療養費（Ⅰ） ※1日当たり	看護師等	週3日まで	5,550円
	看護師	週4日目以降	6,550円
	理学療法士		5,550円
緩和ケア・褥創ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱に係る専門の看護師（同一日に共同して訪問看護）		月1回まで	12,850円
基本療養費（Ⅱ） 〔☆同一建物居住者〕 ※1日当たり	同一日2人	週3日まで	5,550円
		週4日目以降	6,550円
	同3人以上	週3日まで	2,780円
		週4日目以降	3,280円
緩和ケア・褥創ケア・人工肛門ケア及び人工膀胱に係る専門の看護師（同一日に共同して訪問看護）		月1回まで	12,850円
基本療養費（Ⅲ） ※入院中外泊時 （厚生労働大臣が定める疾患については2回）		入院中1回	8,500円
管理療養費（Ⅰ）	※1日当たり	1日目	7,670円
		2日目～	3,000円
管理療養費（Ⅱ）		1日目	7,670円
		2日目～	2,500円
機能強化型訪問看護管理療養費（Ⅰ）		1日目	13,230円
機能強化型訪問看護管理療養費（Ⅱ）		1日目	10,030円
機能強化型訪問看護管理療養費（Ⅲ）		1日目	8,700円
夜間・早朝訪問看護加算（午後6～10時又は午前6～8時）			2,100円
深夜訪問看護加算（午後10～翌6時）			4,200円
長時間訪問看護加算（90分以上）〔◆〕		1回/週	5,200円
訪問看護ターミナルケア療養費 （死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施）		1	25,000円
		2	10,000円
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1回/日	1,800円
	上記以外の場合	1回/日	1,300円
緊急時訪問看護加算		月14日目まで/日	2,650円
		月15日目以降/日	2,000円
看護・介護職員連携強化加算		1回/月	2,500円
特別管理加算（Ⅰ）〔※1〕		1回/月	5,000円
特別管理加算（Ⅱ）〔※2〕		1回/月	2,500円
24時間対応体制加算	イ)24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	1回/月	6,800円
	ロ)イ以外の場合	1回/月	6,520円
退院時共同指導加算		1回/月	8,000円
特別管理指導加算（特別な管理が必要な者、退院時共同指導加算に上乗せ）			2,000円
退院支援指導加算			6,000円
長時間による退院支援指導加算			8,400円
在宅患者連携指導加算		1回/月	3,000円

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2回/月	2,000 円
情報提供療養費 1・2・3 [◇]	1回/月	1,500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	1回/月	50 円
訪問看護ベースアップ評価料 I	1回/月	780 円

		同一建物内居住者数	
		1 人または 2 人	3 人以上
複数名訪問看護加算 [★] 看護師等：週 1 回まで その他職員：週 3 回まで	区分		
	看護師	4,500 円	4,000 円
	その他職員	3,000 円	2,700 円
	1 回	3,000 円	2,700 円
	2 回	6,000 円	5,400 円
難病等複数回訪問加算	3 回	10,000 円	9,000 円
	2 回目	4,500 円	4,000 円
	3 回目	8,000 円	7,200 円

別紙(2)

※1 右表の方が対象	在宅悪性腫瘍患者指導管理	在宅気管切開患者指導管理
気管カニューレを使用している状態にある方	留置カテーテルを使用している状態にある方	
※2 右表の方が対象	在宅自己腹膜灌流指導管理	在宅血液透析指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理	在宅自己導尿指導管理	在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理	在宅人工呼吸指導管理	在宅自己疼痛管理指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	在宅肺高血圧疾患指導管理	真皮を越える褥瘡の状態にある者
人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者	在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	

☆ 同一建物居住者：以下の施設に居住する方が対象

[高齢者専用賃貸住宅 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム 特別養護老人ホーム等]

★ 複数名訪問看護加算：以下(1)、(2)全て満たす方が対象

(1) ご利用者様又はご家族に同意を得ている

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 末期の悪性腫瘍患者等厚生労働大臣が定める疾病等
- ② 特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている者
- ③ 特別な管理を必要とする者
- ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる者
- ⑤ その他利用者の状況等から判断して、上記①～④までのいずれかに準ずると認められる者

◆長時間訪問看護加算：以下(1)～(3)のいずれかに該当する方が対象

- (1) 人工呼吸器を使用していない、15歳未満の超重症児又は準重症児・15歳未満の小児であって、特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者については、長時間訪問看護 5,200 円/週 3 回
- (2) 特別訪問看護指示の期間にある対象者
- (3) 特別管理加算の対象者

◇情報提供療養費：1～3の各区分は、以下の通りです。

- 1：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合
- 2：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
- 3：保険医療機関等に入院し、又入所する利用者について情報を提供した場合

利用料：(10 円未満の端数は四捨五入します)

- ① 前期高齢者(70～74 才)：2割又は3割負担

② 後期高齢者（75 才～ ） : 1 割又は 3 割負担

③ 公費負担医療受給対象の方 : 不要

④ 上記以外の方 : 3 割負担

自己負担分の料金表 : 下表金額は税抜です。(非課税) は税がかかりません。

令和 4 年 7 月 1 日改定

交通費（事業所から起算する）	片道 1km 未満	無料
	片道 1km～5km 未満	200 円
	5km～10km 未満	300 円
	10km 以上	400 円
その他オムツや衛生物品等	必要時	実費
エンゼルケア		8,000 円
基本のサービス時間を越えるとき	30 分毎（非課税）	1,000 円
時間外・休業日の訪問	30 分毎（非課税）	1,200 円
要請に応じて 1 日／3 回を上回る訪問看護サービスの提供		1 時間まで 4,500 円、以降 30 分毎に 2,000 円（非課税）

個人情報の利用目的書

利用者及び家族の個人情報の利用目的等については、下記により必要最小限の範囲で使用します。

記

1. 使用目的

- (1) 利用者が、居宅サービスの提供を受けるにあたり、開催されるサービス担当者会議等において、利用者の状態を把握するために必要な場合の申し込み、及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関すること、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの利用者のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- (4) 医療・福祉の学生・研修生の教育、研修に必要な場合
- (5) 警察・消防等緊急時の連絡が必要な場合

2. 使用する期間

居宅サービス介護・介護予防利用約款第2条の契約期間に同じ

3. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、1に記載する目的の範囲内で必要最小限の使用するものとし、情報提供の際は関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 収集した個人情報の保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

訪問看護サービス契約書

令和 年 月 日

(利用者氏名) 様

訪問看護ステーション城見
管理者 川崎 順子 印

訪問看護ステーション城見は、令和 年 月 日付でお申し込みのありました
(本人氏名) 様に対し、令和 年 月 日より訪問看護を実施する
ことを契約します。訪問看護は、主治医の指示書やご利用者の状況に応じ、看護計画書を作成し
実施いたします。

なお、ご了解を得た上で、市町村長（もしくは保健所長）に対し、本制度に基づく情報提供書に
より、その他、保険福祉サービスの必要性などを報告いたします。

前記の重要事項説明書・個人情報同意書を含め、サービス契約書とさせていただきます。

所在地 高知市城見町3-12
代表者 医療法人高田会 理事長 高田 早苗 印

事業者名 訪問看護ステーション城見

説明者 印

訪問看護サービスの締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

1) 訪問曜日 日 月 火 水 木 金 土

2) 訪問看護の内容